

## 排除としての差別

### ——関係論的視点から——

杉本 学 (名古屋大学)

#### 0. はじめに

本論考では、佐藤裕氏の差別論とジンメルの排除論をもとに、「排除」行為としての差別について考察する。

報告者はこれまで、ジンメルの学説研究をとおして、いわば“社会化の形式”としての「排除」について論じてきた(杉本, 1999)。

その立場から、差別がどのような意味で「排除」行為と見なしうるのか、そして差別を排除として論じる際の課題は何であるのかについて論じたい。

#### 1. 概念の整理——排除と差別——

本論考では、差別を一種の「排除」としてとらえる。

「排除」という用語で差別を語ることは、かなり広まってきたように思われる。

ex. 水津嘉克「社会学的分析対象としての『排除』」(1992), 八木晃介『「排除と包摂」の社会学的研究』(2000), 佐藤裕「排除の理論」in『差別論——偏見理論批判』(2005), 渡會知子「相互作用課程における『包摂』と『排除』」(2006), etc.

これらの業績においては、「排除」は「差別」とほぼ一致する外延をもった概念として用いられている(しばしば「いじめ」なども包含される)。

しかし報告者は、「排除」と「差別」とを概念上区別している。

江原由美子が明言したように、「『差別』とは本質的に『排除』行為である」(江原, 1985: 84)ということは確かであろう。だが、このことから直ちに、「排除」がすべて「差別」であるとはいえないのではないだろうか。

もちろん、これは「排除」と「差別」のそれぞれにどのような定義内容を当てるかに懸かっているであろう。しかし、「差別」を「排除」行為として定義した場合、その「排除」の定義が「差別」よりも広がったとしたら、「排除」は「差別」の十分条件とはいえないことになる。

たとえば江原(1985)の場合、「『排除』とはそもそも当該社会の『正当な』成員として認識しないということを意味する」(江原, 1985: 84)。

→ そもそもあらゆる人があらゆる社会において「正当な」成員であるなどということがありえない以上、ある社会においてある人が「正当な」成員として認められないことは、常に起こることであり、それらすべてが「差別」として問題視されるわけではない。

以上のことから、「排除」は必ずしも差別の十分な定義とはいえない。「排除」に対する「正当／不当」という規範の論点や、「排除」のもたらす結果（人権侵害）によって補うことで、はじめて「差別」を定義しうるのではないか。

→ 佐藤裕氏『差別論——偏見理論批判』における「人権論／差別論」の「二本立てアプローチ」への疑問

ただし、本論考の狙いは、このような問題を議論することそれ自体にはない。

以上で論じたことは、あくまでも、今回の論考で「排除」のうち「差別」にかかわるものに絞って論じる、あるいは「差別」のうちの「排除」という側面に焦点を合わせて論じる、ということを書くための概念整理にすぎない。

## 2. 差別の共同的達成——佐藤裕氏の差別＝排除論——

差別を「差別者」—「共犯者」—「被差別者」の三者関係で捉える佐藤裕氏の差別論：

「ある者を『他者化』すると同時に別の者を『同化』し、他者と『われわれ』という関係を作り出す行為」（佐藤, 2005: 59）としての「排除」。

「他者化」された者＝「被差別者」、「同化」された者＝「共犯者」

そのうえで、佐藤氏はとくに同化に着目する。… 非対称的な関係をつくりだすから。

\*非対称性とは：

「白人／黒人」、「男／女」、「障害者／健常者」 etc. といったカテゴリー区分ではなく、「われわれ／黒人」、「われわれ／女」、「われわれ／障害者」 etc. といった主体／客体の関係にあること（同上: 111-5 参照）。

「白人」や「男性」としてではなく「われわれ」として、他の社会的カテゴリー（「女性」や「黒人」）を語ること。

→ 特定の立場からの「差異」の認識が、あたかも被差別者の客観的属性であるかのように見える（同上: 91 参照）。

佐藤理論に従えば、差別は、起点となる行為が他者を同化させることに成功したときに達成される。

しかし、それだけでどちらのカテゴリーが差別者（あるいは逆に被差別者）になるかを説明できるのか？

佐藤氏の例：「まったく女ってのは…」という男性の発言。→ 女性差別を想定した例示。

逆に、「まったく男って…」という女性同士の会話はどうか？

特定の場面で行なわれる「他者化」と「同化」だけで「差別」を説明しきれないのではないか。

→ 「われわれ＝男性」や「われわれ＝白人」、「われわれ＝健常者」が社会のなかで支配的であるという構造についての論及が必要になるだろう。

### 3. 社会と被差別者との関係——ジンメルの排除論——

排除とは、関係の断絶ではなく、一定の関係をつくりだす行為でもある。

相互行為による関係の生成と、その関係が人びとをどのように規定するかに焦点を合わせるアプローチとして、ジンメルの形式社会学に依拠して考察する。

ジンメルにおける「排除」論：

「3人集団」、「よそ者」「貧者」、「社会的境界づけ」、「多数決」、「男女」、などについての所論から引き出すことのできる論脈。

ジンメルの言う集団にとっての外部性：「よそ者」、「貧者」、「(内部の) 敵」、etc.

→「その集団の内に入り、その一部でありながら、同時に集団にとっての外部性と対立性を含んでもいる要素」(Simmel, 1908; 509)

「排除された者」は、「われわれ」関係の外部へと排除されつつも、より広い圏のなかに(外部性を刻印された社会的カテゴリーとして)包摂されている。

よそ者、貧者らを包摂する「集団(ABC)」と、よそ者、貧者らを排除する「集団(BC)」

→「二重の集団」(杉本, 1999)

そして、しばしば集団(BC)はあたかも集団全体であるかのように錯覚する。

多数派の意志=集団全体の意志という「神秘的な関係」(Simmel, 1908; 165)

普遍的に人間的なものは、特殊男性的なもの(Simmel: 145-6)

社会のアプリオリ(『社会学』第1章「社会はいかにして可能かについての補説」より)

(1) 人は他者を類型化された一般的カテゴリーの下で捉える。

(2) 人は社会内の存在と同時に社会外存在でもある(ということを他者も知っている)。

→(1)との関連で言えば、社会的カテゴリーに収まらない余剰性をもっている。

(3) 社会的地位と個人の個性は調和する(社会には、私に相応しい場所が用意されている)。

しかし、「排除された者」に関する限り、(1)のカテゴリーと(2)の「社会外」の側面が癒着してしまっているのではないか。すなわち、社会的カテゴリーそのものが外部性によって規定され、そのカテゴリーに収まらない「余剰性」は否認されるのである。

「よそ者は個人としてではなく、類型一般のよそ者として扱われる」(Simmel, 1908; 512)

### 4. おわりに——差別からの解放のイメージ——

差別の解消とは何を意味するのか

## 【文献】

江原由美子 1985 『女性解放の思想』 勁草書房.

佐藤裕 2005 『差別論——偏見理論批判』 明石書店.

Simmel, G. 1911→1883 *Philosophische Kultur: gesammelte Essays*, Klaus Wagenbach.

Simmel, G. 1908→1968 *Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, 5 Aufl. Duncker & Humblot.

杉本学 1999 「ジンメル『社会学』における〈排除〉という主題——『よそ者』を中心に」, 『年報社会学論集』 12.

水津嘉克 1992 「社会学的分析対象としての『排除』——『構築主義』的視点の可能性」, 『ソシオロギス』 16.

八木晃介 2000 『「排除と包摂」の社会学的研究——差別問題における自我・アイデンティティ』 批評社

渡會知子 2006 「相互作用課程における『包摂』と『排除』」, 『社会学評論』.